

暮らしの情報あれこれ

「マルチ商法型出資勧誘」に気を付けましょう 勧誘行為は刑事罰に問われることも…

相談事例

友人から「配当金が高くて利回りがよく、さらにあなたが紹介した人が契約すれば紹介料がもらえる有利な投資商品がある。」と言われ、友人を信じて契約した。しかし、約束された配当や紹介料が支払われないため、解約を申し出たが出資金が返金されない。



ここ数年、「出資による配当のほかに、人を紹介したら紹介料が受け取れます。」というような甘い言葉で勧誘し、勧誘された人が同様の手口で勧誘者を増やす「マルチ商法型出資勧誘」の被害が増えています。

被害拡大の要因は、親しい人からの勧誘のため、冷静な判断ができないうことや、紹介料を得たいがために不当な勧誘を誘発させることがあげられます。

アドバイス

「マルチ商法型出資勧誘」は金融商品取引法に違反している可能性が高いため、契約してはいけません。

安易に契約して、他の人に出資の勧誘をしてしまうと、自らも刑事罰の対象となる恐れがあります。

たとえ親しい人からの勧誘であっても、安易に信用したりせず、きっぱり断りましょう。

